

## 第2回質問に対する回答書

受付番号	資料名	頁	項目	質問	回答
1	仕様書	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間の有人による取扱いを夜間同様無人にすることは可能か？</li> <li>・その場合、システム機器の変更の必要性が発生し、その経費の負担は？</li> </ul>	できません。バスの駐車場を有人管理していることと、観光客への対応が求められるためです。
2	公募要領			指定管理者の受託にあたり、現在業務を委託している協会社（人材派遣労務管理）を行っている会社を利用することは可能ですか。またその協会社に弊社が出資している場合は一体の受託指定管理者と考えるも宜しいでしょうか。また、すべての係員は指定管理者の社員でなければならないのでしょうか。	指定管理者が自ら遂行できない業務については、指定管理者が委託することができます。その場合は共同事業体構成員ではありません。そのため、各委託業務に従事する職員については必ずしも指定管理者の社員である必要はありません。
3	仕様書	4		弊社は現在月ぎめ場所指定駐車場約1万台を管理契約しております。指定管理者を受託した場合、弊社の月ぎめ管理システムを利用して追分駐車場の契約管理を行ってよろしいでしょうか。	貴社の管理システムの概要について把握できておりませんが、収納事務が円滑に遂行できる限り問題ないと考えます。ただし、公募要領にあるとおり、収入金については他事業とは別口座で管理してください。
4	公募要領	11		提出書類について、以下3点教えてください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格を有していることを証明するとは、どのようなものでしょうか？</li> <li>・証明資料（SPCの実現性を証明する資料）とは、どのようなものでしょうか？（上記2点についてフォーマットはあるのでしょうか）</li> <li>・納税証明書について、「完納証明書：原本」とありますが、詳しい内容を教えてください。（過去何年分等）</li> </ul>	別紙参照
5				駐車場にジュース等の自動販売機を増やすことができるのでしょうか？	現在ある自動販売機は福祉目的のために、行政財産目的外使用許可で設置しております。新たに設置するためには市の目的外使用許可が必要です。
6	仕様書	3		追分駐車場でトラブルが発生した場合、現在どのような対応をしているのかなるべく具体的な内容を教えてください。また夜間のトラブル対応についても、現場に直行して対応等をするのか教えてください。	通報があった場合は、当事者・連絡先を確認し現場に直行し必要な対応をします。（照明が切れている・利用についての苦情等）
7	仕様書	5		業務報告に関することで、実績報告書・事業報告書のフォーマットはあるのでしょうか？また、各種統計資料の内容を教えてください。加えて、豊川市が必要とする報告書とはどういったものなのか教えてください。	業務報告に関する報告書については、管理開始前までに様式・項目を用意する予定です。統計資料とは、駐車台数・収入金額等をまとめた報告書です。その他、市が必要とする報告書については今後の協議の中で決めていきます。
8	公募要領			業務経歴書で、駐車場の管理運営に関する直近2年間の主な業務経歴がない場合、業務経歴書は提出しなくてもよいのでしょうか。また、技術者経歴書はどうなるのでしょうか？	△印の項目については該当がなければ提出する必要はありませんが、業務経歴がない場合であっても技術者がいれば技術者経歴書を提出しても結構です。

## 第2回質問に対する回答書

受付番号	資料名	頁	項目	質 問	回 答
9	公募要領			共同事業体構成員表ですが、当社が主として行うにあたって、立体駐車場警備を委託する場合、委託先は共同事業体構成員に含まれるのでしょうか？	含まれません。委託先事業者は共同事業体構成員とはみなしません。
10				管理室内にある駐車場の照明電気タイマーを活かしつつ、手動操作もできるのでしょうか？費用をかけなければ出来ない場合、指定管理者の負担になるのですか？	できます。照明設備の増加を伴う場合は、必要性や費用の点について市とその都度協議して行ってください。
11				ビン・カンのゴミ捨てBOXは、市の所有物ですか？	飲料メーカーのものです。
12	公募要領			経営規模総括表について、実績高の中の「業種区分」、貸借対照表の中の「区分」ですが、「H15年4月～H16年3月」と予め記入されています。これは当社の決算月に合わせ、「H15年10月～H16年9月」としても宜しいでしょうか？	構いません。
13	公募要領	12		提出書類の中に収支予算書がありますが、貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支計算書の4種類全て必要なのでしょうか？財産目録を明らかにすることができるのであれば、この4種類の中の幾つかを提出するということでも宜しいでしょうか？	収支予算書は当駐車場についてのものであり、その他の書類は貴社の財務諸表を写して良いので全て提出してください。

## 別紙 質問No.4 についての回答

### ● 「応募資格を有していることを証明する書類」

「応募資格を有していることを証明する書類」とは、応募要領の7P「8 応募資格」に記載された事項について、「(1) 基本事項」については、その要件を満たすことを、「(2) 欠格事項」について、そのいずれにも該当しないことを証明する書類をいいます。

従って、具体的には次のとおりです。

#### 1 基本事項に該当することを証明する書類（個人でないことの証明）

- (1) 法人の場合 定款又は寄附行為  
登記事項証明書
- (2) 法人以外 定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの  
(地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体に  
あつては、その証明書)  
代表者又は管理人の住民票の写し

#### 2 欠格事項に該当しないことを証明する書類

- (1) 欠格事項の①～③及び⑥～⑮については、そのいずれにも該当しない旨の申立書
- (2) 欠格事項の④については、法定納期限を経過した事業年度のうち直近の1カ年分の完納証明書又は納税証明書（非課税である場合は、非課税証明書。非課税団体である場合には、その旨の申立書）
- (3) 欠格事項の⑤については、代表者の平成16年度及び平成17年度の納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書又は所得証明書）

### ● 「SPCの実現性を証明する資料」

「SPCの実現性を証明する資料」については、SPC（特定目的会社 Special Purpose Company）を設立して指定管理者となろうとする場合にのみ必要となります。通常、SPCの設立は、指定を受けてからになりますので、構成企業の代表者の間で、指定を受けた場合に間違いなくSPCを設立する旨の合意書又は申立書をもって証明する資料とします。

#### ※ 「フォーマット」について

公的機関が発行する証明書にあつては、その様式です。

自らの申立書等については、特定の様式は無く任意様式となります。